

報告第3号

専決処分の報告について（第3号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年6月29日提出

つくばみらい市長 小田川 浩




提案理由

印鑑破損事故に係る和解について、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

専 決 処 分 書

印鑑破損事故に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月3日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

- | | | |
|---|--------|------------------------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和2年4月30日 午前11時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | つくばみらい市加藤237番地
つくばみらい市役所谷和原庁舎 |
| 3 | 和解の相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | 印鑑登録申請手続きの際、職員の過失により、預かった印鑑を破損させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 660円 |
| 6 | 市の過失割合 | 100% |